

議案第 4 9 号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（責任技術者） 第 8 条 指定工事店は、責任技術者（<u>埼玉県下水道協会</u>が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、<u>同協会</u>に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（第 1 2 条において「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を専属して従事させなければならない。</p>	<p>（責任技術者） 第 8 条 指定工事店は、責任技術者（<u>社団法人日本下水道協会埼玉県支部</u>（以下「支部」という。））が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、<u>支部</u>に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を専属して従事させなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前においてこの条例による改正前のさいたま市下水道排水設備指定工事店条例第 8 条に規定する社団法人日本下水道協会埼玉県支部が実施した同条

に規定する試験（さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例（平成22年さいたま市条例第24号）による改正前のさいたま市下水道排水設備指定工事店条例第8条に規定する試験を含む。以下この項において「試験」という。）に合格した者で、この条例の施行の日以後に責任技術者の登録を受けようとするものについては、埼玉県下水道協会が実施する試験に合格した者とみなす。